

難審判法の一部を改正する法律案を議題に供します。速記を止めます。

午後二時二十分速記中止

午後三時二十六分速記開始

○理事(中川幸平君) 速記を始めて。先刻の一松委員の動議を採決いたしました。

○鷹森義治君 今炳君なんかとよく了解を得て……。委員長は議事進行の権限があるのでから、委員長の良心の下に議事を進行して貰う。殊に炳君、カニエ君がおられる場合の意向もよく酌んで、委員長の権限において良心的に進めて貰うということを了解を得たのですから、よくそういうように御動議を採決して頂きたいと思います。

○理事(中川幸平君) 只今の城さんの動議に御異議ありませんか。

○鷹森義治君 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○理事(中川幸平君) ではさように進行いたします。

海上保安廳……只今のこの法案に対して御発言もなければ、これから採決することに御異議ありませんか。

○理事(中川幸平君) 御異議ないと認めます。

衆議院の修正を含んだ原案に対しても賛成の方の拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(中川幸平君) 全会一致で可決されました。本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長に御一任願います。専報書に附する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
城 義臣 一松 政二 岩本 月洲 下條 康麿 鈴木 直人 藤森 厚治

○理事(中川幸平君) 本会一致可決せられました。本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長に御一任願います。専報書に附する多数意見者の御署名を願います。

○鷹森義治君 本会一致可決せられました。本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長に御一任願います。専報書に附する多数意見者の御署名を願います。

○理事(中川幸平君) 只今の城さんの動議に御異議ありませんか。

○理事(中川幸平君) それでは御異議ないと認めます。直ちに御意見のある方の御発表を願います。

○下條康麿君 特別調達廳設置法案の第七條の原則通り局を部にすることが適当と考へます。実は外に外局については、資源廳と引揚援護廳がありましたが、これは引揚の方がボツダム勅令の関係で我々の手が付かないのですけれども、これは原則通り局を部に改めることを提案し、後はその関係の條文の整理であります。さような修正案を提出いたします。

○理事(中川幸平君) 只今の修正案について御賛成の方の御拳手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(中川幸平君) 全会一致と認めます。

○理事(中川幸平君) それから修正の部分を除いた原案について採決いたし

ます。賛成の方の拳手を求めます。

〔総員挙手〕

○理事(中川幸平君) 次は運輸省設置法案を議題といたします。

○新谷寅三郎君 一、二お尋ねしたいことがあります。海上運送法案によりますと、海上運送法要な事項が運輸審議会の方にかかるようになつておるのであります。造船業の関係はどういうふうになつておりますか、その点をお伺いします。

○政府委員(堀井玄爾君) 造船業法案は衆議院において今までのところ審議未了になつております。

○新谷寅三郎君 この造船業法案関係では大体どういふ事項が運輸審議会の方にかかる予定でございましょうか。

○政府委員(堀井玄爾君) お答え申上

ます。事業の開始、廃止の許認可と、一々の造船許可につきまして運輸審議会に付議する予定の案になつております。

○新谷寅三郎君 もう一つお尋ねしますが、運輸審議会にかける事項でござりますが、海陸の運賃調整のような事項につきましては、運輸審議会にかけた方がいいように思われますが、如何でございますか。

○政府委員(堀井玄爾君) 従来海運開

係と鉄道関係において詳しい経験者な

どをお詫びいたしまして、運輸行政の

いろいろな権限、その他について詰問

されました。本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長に御一任願います。専報書に多数意見者の御署名を願います。

○鷹森義治君 これによると「省務に直ちに討論に入ることの動議を提出いたします」。

○佐々木鹿誠 河崎 ナツ
新谷寅三郎

〔総員挙手〕

○理事(中川幸平君) 全会一致可決せられました。本会議における委員長の口頭報告の内容は委員長に御一任願います。専報書に多数意見者の御署名を願います。

○鷹森義治君 質疑を打切ります。

○新谷寅三郎君 質疑を打切ります。

○鷹森義治君 この海運局の海運調整部、この海運調整部といらるのはどんなことをやりますか、仕事の内容を詳細に御説明願いたいと思います。

○新谷寅三郎君 一、二お尋ねしたいことがあります。海上運送法案によりますと、海上運送法要な事項が運輸審議会の方にかかるようになつておるのであります。造船業の関係はどういうふうになつておりますか、その点をお伺いします。

○政府委員(堀井玄爾君) 海運調整部に御説明願いたいと思います。

○政府委員(堀井玄爾君) 海運調整部は海運四局を一編めにいたして、海運、鉄道、自動車と三つの単位で運輸省を構成するというアイデアの下に海運局に置いておるのでございます。併しながらこの部は海運監査官のよう

な強力に海運監査局を統制する意味ではございませんで、大体総務課、調査課

といふようなものを置く予定でございまして、單に四局のコードネイティブ

を構成するといふアイデアの下に海運局に置いておるのでございます。併

ながらこの部は海運監査官のよう

な強力に海運監査局を統制する意味ではございませんで、大体総務課、調査課

といふようなものを置く予定でございまして、單に四局のコードネイティブ

を構成するといふアイデアの下に海運監査官のよう

な強力に海運監査局を統制する意味ではございませんで、大体総務課、調

かと思います。

○鶴森農治君 成程程予算面にはそう大した何はないというお話をですが、こうして法律にちやんと出て来ますと、一方には行政整理ということがありますので、何だか受ける感じから行きましたが、これが是非必要ならば止むを得ませんけれども、そうでないと、何だか感じの上からも行政整理といふこととそくわいような気がするのですが、そういうふうにはお考えになりますか。

○政府委員(加藤常太郎君) 御説御尤でありますけれども、大陸運輸のいろいろの行政の面につきまして、いろいろ意見を聞き、又省務関係にあるものは、余り行政整理の面では大して関係なからうると思うのですが、御趣旨の点は十分酌み取りまして二十名を決定しましたのでありますので、できるだけ簡素化するようにいたしたいと思います。

○佐々木鹿藏君 将來海運の拡張はどれくらい程度に考えられておるか、現在と又今後一年の海運船舶の状況、その他船に対する輸送計画等についてお示しを願いたいと思います。

○政府委員(鶴井玄爾君) この問題につきましては、國際關係が相当デリケートでございます。はつきりしたところあると私共期待できるのではないかと思ひます。

○佐々木鹿藏君 現在の船によつて輸送されておる数量はどれくらいありますか。又この鉄道によつて輸送され得ますか。これは分りませんか。

○政府委員(鶴井玄爾君) 大体毎月汽

船によりまして百五十万トンぐらい。機帆船によりまして約三百萬トンぐらゐ。それから鉄道によりまして大体月一千萬トンぐらいであります。この船の方の数字は戦前に比べますと、距離が非常に短くなつております。戦前におきましたは遠い距離、ドイツ、イギリスまで行きました。距離を低めました毎月五百万トンぐらゐ運んでおりま

す。戦前から言いますと三分の一ぐらいい、距離を全部入れますと十分の一以下ではないかと思います。

○佐々木鹿藏君 陸送の運賃と、船によつて輸送される運賃との差はどううのですか。

○政府委員(加藤常太郎君) これは品種その他のによつて、又距離その他によつて違いますけれども、大体大體、倍額、陸上の倍額が海上、詳細は機帆船、汽船、その他によつて、料率が違いますが、大體倍額程度であります。

○佐々木鹿藏君 私共の記憶しておる範囲では、鉄道を海送によれば、逆に海の輸送が半額以下だと記憶しておりますが、それが鉄道による倍額といふことは、どこに欠陥があるか、政府におおいては、はつきり掲んでおられると思ひますが……

○政府委員(鶴井玄爾君) 船の方の運賃の上かりました最大の原因は、優秀船が全部戦争中に壊滅いたしましたつあると私共期待できるのではないかと思ひます。

○佐々木鹿藏君 現在の船によつて輸送されておる数量はどれくらいありますか。又この鉄道によつて輸送され得ますか。これは分りませんか。

○政府委員(鶴井玄爾君) 大体毎月汽

船については、政府が補助金その他によつてカバーしておるが、海運にあつては、その補助金のないということですか。送つておきましては、鐵道輸送については、政府が補助金その他によつてカバーしておるが、海運にあつては、その補助金のないということですか。

○佐々木鹿藏君 そうすると、鐵道輸送については、政府が補助金その他によつてカバーしておるが、海運にあつては、その補助金のないということですか。

○政府委員(鶴井玄爾君) 細かく船の方の運賃のことを申上げますと、今政務次官の言われました、鐵道に比べて倍であるといふのは、全体の分でございまして、このうち百トン以上の汽船につきましては、船舶運賃金といふシステムがございまして、この船舶運賃会に対しましては、一般会計から補給金が出ておる形になつております。そういう意味におきまして、汽船の運賃は、鉄道にはほぼ匹敵するくらいの引下げを講じておる次第でござります。

○佐々木鹿藏君 遠距離ならば、運賃は船の方が安くなり、近距離であるか高いといふ御説明であります。私が持つておる船をフルに回転した結果、海上の運賃その他の調整をしまして、海上の運賃その他の調整をしまして、建造計画をいたしまして、現在持つておる船舶をフルに回転した結果つておきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたしております。今後その対策につきましては、相当廣汎な、大規模な対策がありますが、できるだけ機帆船程度の建造は貨物とよくマッチした船程度の建造が、從来とは、多少とも変化いたおります。

○政府委員(鶴井玄爾君) 現在船舶の運航能力、回転率の減退は、水陸関係の接岸その他港湾施設の関係及び港湾荷役關係のいろいろな陸路のためで、外洋に出るべき船を以て、沿岸の航海をやつておりますことから生ずる不経済が、相當部分あるということの二点が、非常にコストが高くなつた最大の原因であります。尙鉄道の方は、

半額であると申されました。これは数年前に、大陸陸上の運賃と、海上運賃とありますので、できる限りこれが拡充

質とは、お説の通り海上近距離の場合には、半額程度であったのであります。

算と睨み合して、港湾関係の施設の拡充にはできるだけそれを廻したいといふ氣持であります。

○佐々木鹿藏君 これは大蔵大臣に言わなければならん問題であります。が、最近は今申したように、鐵道室長から話があつたように、陸上の鐵道運

賃は、旅客その他のでべいたしました

と、七割か、十割程度の予算で補給し

ております。海上は、今話がありま

す。

た通り多少最近におきましては、運航

と、七割か、十割程度の予算で補給し

しております。

貨は、旅客その他のでべいたしました

と、七割か、十割程度の予算で補給し

しております。

と、七割か、十割程度の予算で補給し

ております。

鉄道の現業は日本國有鉄道で以て行う事と
することになつておりますが、この面から
申しますと、鉄道監督局の行う監督行政
政も、それから海運局の行う監督行政
も、自動車局の行う監督行政も、監督行政
としては同じ性格のものではなまじかとい
う工合に考へるのでございまして、
この監督といふ字は外の部局にはないの
に、鉄道だけに監督とつけられ
た理由を承りたいのです。

○説明員(荒木文吉君) そういうことよりも考へられるのですけれど、名前の問題は從來の沿革がございまして、いわゆる運輸省からは今までのよろに事業の運営というものが除外されまして、運輸省に残りますものは鉄道のいわゆる監督行政だけでありますといつて、趣旨を表わしたいという関係でござります。特に東京鐵道局、名古屋鐵道局と上に名前がつくわけでござりますけれども、一般的に鐵道局という場合も、抽象的に申します場合も多いわけですが、

申上げたのでございますが、大体中継
総務課と調査課ともう一つ特殊財産課
という区別があるのであります。が、この三つを置く予定でございます。總務課と
調査課と申しますのは大体海運四局の間の
調整、コードインイニシエーションを行なふ事
ころでございます。海運の四局は他の
三局即ち船舶局、船員局、港湾局が四
面に運輸という言葉で以ては繋がれな
面がござります。併し海、船といふと
では十分に繋がれる面があるのでござ
いまして、その面からいたしまして、
この四つを置くこととします。

なく、その意見の決定を尊重してとし
う字句もありますが、これはまあ決
的に言いますと、諸問機関とやや決
機関の意味も多少入つておるというう
うな、諸問機関でありながら相当そ
れを尊重するという立場のものでな
ります。

○堀眞琴君（加藤常太郎君） 不明瞭で
はありませんが、諸問機関であつて決
定と用意を下すと、もう幾回であります
ですね。

○政府委員（加藤常太郎君） 不明瞭で

でござりますから、結論を見出すために、決議の方式によらざるを得ませんが、その決議の方式によつてその審議会の意見が決定されるわけでありまます。その決定を運輸大臣が尊重いたしまして、運輸大臣が行政処分をするところ、こういうふうになりますからして、これは一つの内部機関でございまして、各地地方鉄道局の免許というような行政処分は、飽くまで運輸大臣がその名において、その責任において実施するわけであります。運輸審議会は、

問題でございまして、成る程お説の通りに、今度運輸省が、日本國有鉄道といふものがコープレーションになつて、運輸省から離れますと、監督行政だけしか残らんわけでありまして、いわゆる残りました行政は全部監督行政でござりますが、現在地方に鉄道局は、沢山存在しております。鉄道局といふものがございまして、その鉄道局は、実際に鉄道の運営をする監督行政を知らない運営機関でありますて、それと、紛わしく考えられますので、一應今度新らしくできます鉄道につきましては、その実質を現すという意味におきまして、鉄道監督局といふうにしたわけでござります。

○海運調整部長 僕らおきまして、從來の沿革と現在の状態からお話をうながす。海運調整部といふ名前の方がよろしかろう、こういうふうに考えておるわけであります。

○佐々木義厚君 もう一つお尋ねしたいのですが、これは海運だけの調整をやるということになつておる部局だらうと思うのですが、併し陸運と海運との総合調整を國るということは非常に大きな問題で、單に官房だけの仕事ではなく到底やり得ないのでないかという工合に考えるのであります。その点どういふ工合にお考えになつておるか、御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(加藤常太郎君) 今の海運調整部の問題は先程官房廳から話した通りであります。海陸の輸送調整につきましては、官房でやりますと、民間内部で十分やれると思います。又命令系統その他につきましては大臣の手許でやりたいと思つております。

○坂眞琴君 そうしますと、海運調整部といふのはどういう仕事をするのでありますか。それをちょっとと。

○政府委員(加藤常太郎君) 御説の通りでありますて、これは実質的には諮問機関でありますて、実情におきましては多少とも從來のような諮問機関であります。その点について伺いたいと思います。

○政府委員(加藤常太郎君) それから運輸省の、審議機関が何かよく分りませんが、運輸審議会といふ機関が設けられることにつておるのであります。これは諮問機関なのか決議機関なのか余りはつきりしないのですが、尤も場所によりますと、諮問機関のように見えるようになつておるのであります。名前から申しますると、勿論審議機関だらうと思ひますが、「公平且つ合理的な決議をさせるため、運輸審議会を常設する」という條項から申しますと、議事は機関のよう見えるのであります。運輸審議会の性格が明確を欠いてゐるのではないかという立場に考へるのであります。ですが、その点について伺いたいです。

○政府委員(加藤常太郎君) この四つを車両・港・通航権を扱うとしてそれが一つのユニットになる。このユニットと鉄道のユニット、自動車のユニット、この三つのユニットをして運輸省を構成する、こういうアイデアでござります。

○審議機関 今度の行政各省の組織法において、この委員会、審議会の、つまり決議機関としての合議機関と、それから諮問機関としての合議機関と、そのものをはつきり区別するということが原則になつておると思うのであります。そのために今まであつたものを整理して、或るものは委員会とし、或るものには審議会として整理したと思う。ところが審議機関ともいひかず、諮問機関ともいふん、而もその間の関係ははつきりしておると言うのですが、名称から受ける感じは審議機関で、而も決定するというこの傾頃から言いますと決議機関であつて、これは國家行政組織法の根本原則に反するのではないかと、こういう立場に考へるのでですが、その点は如何ですか。

○説明員(荒木文吉君) これは國家行政組織法第八條の規定によります機関でございまして、外局たる委員会とは性格を異にするわけでありまして、この性格は正に國家行政組織法第八條によつて置かれます審議機関でございまして、併しこの審議機関は、勿論合議体

○坂井物君 そうしますと、海運調査部といふのはどういう仕事をするのですか。それをあよつと。

○政府委員(加藤繁太郎君) 御説の通りでありますて、これは實質的には該問題閣であります。が、実情におきましては多少とも坐立つような各問題點

性格を異にするわけでありまして、この性格は正に國家行政組織法第八條によつて置かれます審議機関でござります。半二の審議機関は、内閣委員會

機関といふふうに分れると思ふ。政府委員の説明のようになりますと、いと、詰問機関か決議機関が全くますまつからぬことになります。

「労働者設置法の一部を次のよう修正する。」労働者設置法中「國会は、労働者設置法（昭和二十二年法律第九十七号）の全部を改正する」の法律を制定する。」を「労働者設置法（昭和二十二年第九十七号）の全部を改正する。」に改める。「これは原文がこのようになつておるので、こう改正するということだけでござります。

「第七條第三号中「國有鐵道地方調停委員會專賣公社地方調停委員會」を「國有鐵道地方調停委員會及び專賣公社地方調停委員會」に改める。「これは」つゝの委員會の間に「及び」が抜けておりましたので、このようにしたのでござります。

「第十三條第一項中中央職業安定審議會の項の目的の欄を次のよう改める。」「公共職業安定所の業務その他職業安定法及び失業保険法の施行に関する重要事項を調査審議すること。」原文には失業保険法という言葉がなかつたのでありますか、これが入つたのでござります。これは今回のすでに両院を通過して成立いたしました失業保険法の改正によりまして、公共職業安定審議會が失業保険法の施行に関する事項を審議するということに改正になりましたので、これと合わせるためにかようになつたのでございます。

「第十六條第一項中労働者災害補償保險審査委員會の項の目的の欄を次のよう改める。」「労働者災害補償保險の保険給付に関する決定についての不服の申立を審査すること。」これは原文にはそれ以外のことも或る事項が入つておつたのでありますか、これも労災保険法の改正によつてこのよくなつたのでございます。この二つの、安定法

と労災保険法の改正の事項は五月中に実施することになりますので、六月一日から実施される設置法に改正することになつて両方丁度いい工合になるわけでござります。

○理事(中川泰平君) それでは質疑のある方はお願いいたします。

○委員外議員(佐々木辰作君) 別にお願いして設きましたように、今朝の本会議におけるこの問題と関連しまして、委員外発言を許して貰いたいのであります。

○理事(中川泰平君) 佐々木議員から発言の要求がありましたが、御異議ありませんか。

ざいます。これは今回のすでに両院を通過して成立いたしました失業保険法の改正によりまして、公共職業安定審議会が失業保険法の施行に関する事項を審議するということに改正になりますので、これと合わせるためにかよくなつたのでござります。

「第十六條第一項中労働者災害補償保険審査委員会の項の目的の欄を次のように改める。」「労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服

労働組合法案及び労調法案をお出しになつたのは四月の二十八日でございます。日にもがこれだけあるわけですが、そのおのへ國会に御提出になつたわけでありますか、設置法と後の労働組

組合法の衆議院の修正になつて出て来た附則の七項によつて修正しなければならなかつたような明らかに法規的な矛盾があつたと言ふのです。この法規的矛盾が、或いは全然知らずにお出しになつたか、この点第一点であります。

それから第二点、労働組合法の附則の七項、修正できました七項によりますと、七項による労働省の公共事業の指定の問題ですね。総理大臣と主務大臣との……。この改正がなされたいるわけであります。この労働組合法と調整法とは共に公布の日から三十日を超えない期間において、政令で定める日に施行するというふうになつております。若しこの設置法の施行の目標である六月一日以後において、労働関係調整法が組合法より後になつて施行されるるということになつたときには、明らかに労働大臣の権限に属すべき公益事業の追加指定に関する権限が、労調法関係では労働大臣にまだ権限が残つているし、それから設置法関係では労働大臣にはない、こういう事態が起る虞がある明らかにあるわけです。これをどういうふうに調整されるお考えか。

それから第三点、本來、衆議院で労働組合法案で修正されておる七項の問題は、これは労働省の設置法自体にも関係する問題であつて、設置法自体の改正である。設置法自体の改正である法律の中でもるべきである、而もまだ設置法自体の改正であるならば、当然に設置法自体の附則なりその他によつて改正されるなり、或いはこれをそ

設置法はここで審議されておるようになります。決定されてもなくてまだ審議中であります。改正しようすればできますし、又内閣で一旦撤回して修正しようとすれば十分できる筈であります。それをなぜやらずに別の法律であるところの組合法の衆議院の修正で十分だという観点をお取りになれるか、以上三点お答えを願いたい、委員長に予め断つて置きますが、余りはつきりしませんでたら、はつきりして頂きたいそのための再質問をするかも知れませんから……。

○國務大臣(鈴木正文君) 佐々木さんの御質問にお答え申上げます。本会議の答弁は言葉の足りないところがあつたかも知れませんけれども、只今佐々木さんの方で整理してお問い合わせましたので、私の方も一應整理してお答ええし、尙細日の條文の点につきましては、政府委員がおりますから聞いて頂きたいと思います。

第一番の点は、これは卒直に申上げますけれども、そういう御指摘になつたような形で書くこともできるのでありますし、それが御指摘になつたような形で設置法の中でそういう條文が書かれおらないということは一種のミステイクだと卒直にこれを認めます。それに対しましての処置は後に申上げる通りであります。

御答弁が相前後するかも知れませんが、順を追つて申上げますと、労働省の設置法はこの國会で幸いにして皆さんの御賛成を得さえすれば、六月一日から施行されることになつております。ところが組合法及び労調法の改正法はこれも幸いにして通りましたならば、六月中旬以降から諸般の準備の関

係もあり、施行されることに大体なつておるのであります。これがために設置法は一應現行法を基礎として立案され、まあ今のところ現行法が有效でありますので、そういう形を取つたのであります。ところで新らしい組合法及び労調法によりますと、佐々木さんからも御指摘になりましたように、労働大臣の権限に若干の変更がなされるととなること、これは御説の通りであります。これらの新らしい法律の施行に際しまして、設置法の変更が必要となりて来るというわけでありますけれども、国会の提出の前後、非常に迫切してどちらが先に通るか分らない関係もありました。これらにに対して政府の原案におきましては、只今も申したように、所要の措置を入れておらなかつたので、衆議院におきまして組合法の附則においてこれに対する処置を取つて修正されたのでございます。労調法の関係事項を組合法の附則で以て措置したというのは、御承知の通りに、労働大臣の権限その他につきましての変更に関する部分が組合法の方にもありまするし、労調法の方にもありますて、その項数が組合法の方が多いのでありますまして、從つてどちらでなければならんということはありませんが、組合法の方に多くあつたので、衆議院の方で便宜一括してこの処置を取られたものと思うのであります。政府におきましては、「この趣旨に即しまして、組合法と労調法との施行期日を同一」とし、この間に矛盾のないようすに処置する考え方でござります。こうじら修正、これはどちらも通りましたので、そういうふうに措置するつもりでございます。こういう修正措置は予め設置法においてさ

のであります。この二つの、安定法
けであります。設置法と後の労働組

法律の中でもるべきである、而もまだ

は、六月中旬以降から諸般の準備の関

いう修正措置は予め設置法においてさ

れるべきじゃないかという御意見もありますけれども、その点については、組合法及び労調法の施行期日が後になりますので、衆議院の修正の方式に従つ

て行つて、前後矛盾することはなく実施して行けると、そう考えておる次第でござります。

答えは分りましたが、そうすると結論は、第一は、提出されたときの両法律の條文的矛盾は、政府は認めておられた、或いは認められるということですか、つまりミステイクであつたということですね。

○理事(中川幸平君) 外に御質疑あります。○國務大臣(鈴木正文君) 承いたしました。○責任を明らかにしながら、今後こういう立法上の間違いがなされないよう、強く希望いたしたいと思います。

体については、凡そ疑問がない、大体の通説があるにいたしましても、これを現在の日本の段階に合せる方式においては、慎重に検討を要すると存じます。一方審議会も進んでおります。まことに、御指摘の点及びそれに關つての考え方、これは一つの有力なる考え方であり、基本的な考え方であるこ

として、一省一局に拘泥することなく、善処いたことは、これは私は私に限らず、すべての國務大臣同様だと思つております。

○委員外謹具(佐々木更作君) それか

ませんか。

とも、よく認めております。審議会の古稀記念式典の開催に際しては、貴重な御祝辞を賜り、心より感謝の意を表す所存です。

度を推進するためには、労働省から日産

かがつたと感じます。つまり顧客を組合法よりも後に施行になるよう可能な能性が、必ずしもないとは言えませんから、そういうふうにありますから、そういうふうには、プランクがで実感になつたときには、プランクがで

○説明員(高橋第一君) 先程大臣が御
きて、労働法関係では、労働大臣の権
限に公共事業の指定権が属するし、そ
れから处置法関係では、労働大臣の権
限はないという事態が発生することに
なるので、これに対する御答弁がなか
つたと思います。

答弁申上げましたように、労調法の關係事項と組合法の關係事項と組合法の関係事項を一括りで、衆議院におきまして修正されたので、お話を通り、將來組合法の施行期日と労調法の施行期日が異つて行われた場合には、確かにそのような矛盾が生ずると考えます。ただ衆議院におきまして、便宜一括して修正されねば趣旨は、この二つの改正法律案の施行期日を同一にされるという趣旨に基くものと考えられるのでござります。従いまして、政府いたしましては、その修正された趣旨を尊重いたしまして、責任を以てこの二つの法律の施行期日を同一にいたしまして、相互の矛盾のないようにいたしたい、こうい

たと思します。それから衆議院の修正案が、同じような関係であるから、條項が多いからここに一纏めにしておると、これは明らかに法律を非常に便宜的に解されたことありますて、設置法案おのゝに関する問題、つまり組法の附則の七項で修正になつておる問題、これを各法律を無視して一かげに修正したことに間違いがあるんで、設置法の四條の十八号の問題でなければ当然に、これは明らかに切離しき設置法の修正でやらなければならなかつた問題だと思います。本來この三つの法律が、別の法律で実施されるところの分らんことになるのです。労働省では一つやられておつても、國内では委員会も別々であるのに、それが妙な恰好に提出されておるものだ

うものが一本になりまして、只今厚生省の所管になつておりますが、厚生省といわす、どこといわす、とにかく一本になると、いうことが、これが社会保障制度を一日も早く実現する本だと思ひますので、もう一度これについて御意見を承りたいと思ひます。若しこの社会保障制度について、そういうふうな考え方ありますとすれば、労働省から進んで現在持つておられるのを一元化するような方向にお進みになるかどうか、この点をお伺いいたしました。

は失業保険があるといふことがよくなるまいと、であるから、早くこれを、勧告文には厚生省と書いてありますするが、一元化する方向に向けたがよい、という勧告を受けておるわけであります。この勧告について、労働省は只今のこの年險行政を一元化する方に進んで行かねる御意思がないか、こういうことを尋ねたいのです。

○國務大臣(鈴木正丈君) 現在の日本の実情及び労働行政その他の関係につきまして、現在労働省関係にこの二つがあるということが、別に悪いとは思っておりません。先程からも繰返しましたように、新らしい段階即し、新らしい結論が出て参りました場合には、そういう問題は國務大

○カニエ邦彦君 この機構によりますと、労働行政の面におきまして、労働行政は主として労働省の所管において当然なされなければならないと思うのですが、外の設置法を見ますると、運輸省の中に、特にこの海運関係の労働行政、又失業対策の問題、或いは保険の問題の関係のものというようなものが入っておりますのですが、これは当然労働省のものですが、今回の機構の中へ織込まれなければならないといふように思うのですが、この点はどうやつて、これだけが労働行政の一環から外しておるのかという點から見ておられるのです。それから將來これに対して労働としてはどういう考え方でおられか、又どうやつて行かれるおつもります。

内では委員会を別けてあるのと、それが妙な恰好に提出されておるものだか、保障に対する世界的な考え方の形式

場合には、そいつた問題は國務大

あります。この労働に関する企画立

整の仕事もありましようし、その他本

通り総合企画の場所であつて、計画と

第十四條の次に第十五條としまし

十四号を第十三号とし、以下順次一号

ずつ繰り上げる。

それに前に読上げたものがそのあとへ続くわけあります。以上のような條文の整理をいたしたい。こうどうわけであります。

○理事(中川幸平君) 他に御意見あり

ませんか。御意見がないようでしたら

採決に入ります。

先づ堀君提出の修正案につきまして

の方の拳手を願います。

〔拳手者多數〕

○理事(中川幸平君) 多数と認めま

す。

○理事(中川幸平君) 次いでこの修正案にかかる部分を除く衆議院送付案を採決いたします。これに賛成の方の拳手を願います。

〔拳手者……〕

○理事(中川幸平君) 終質……よつて本法案は修正採決せられました。本会議における委員長の口頭報告の内容は採決いたします。これに賛成の方の拳手を願います。

に附する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

岩本 月洲 下條 康麿

鈴木 直人 河崎 大作

堀 真琴 カニエ 邦彦

新谷 黄三郎 佐々木 鹿誠

藤森 貞治

○理事(中川幸平君) 大に農林省設置法案と農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を一括議題といたします。農林省設置法につきましては、御承知の通り衆議院で修正可決されておりますが、便宜修正簡條

を簡単に説明して貰いたいと思いま

す。

○説明員(堀田茂三郎君) 衆議院で修正しました農林省設置法の修正案を簡単にお話申上げます。内容は極めて簡

單でございますが、第三條につきまして、農地局の所掌事務の中で「土地改

良事業を行なうこと」という條項があり

ますが、土地改良事業といふ言葉が非

常にいろいろな解釈がござりますの

で、これを詳しく規定をしたいといふのがこの修正の趣旨でございます。そ

こで括弧いたしまして「土地改良事業

(かんがい排水、開墾、干拓、農地又

はその保全若しくは利用上必要な施設

の災害復旧その他土地の農業上の利用

を維持増進するのに必要な事業をい

う」そこに書きましたような事業を称

して土地改良事業といふ、こうしうふ

に詳しく述べましたので改めました

あります。そこでそれ以下に出て参り

ますところの土地改良事業といふ言葉

は、すべて同一規定になりますので、その必要によりまして改めました

のみでござります。

○三好紹君 今度の農林省設置法によ

りますと、農業協同組合部がなくなり

まして、單に第四條の農林省の権限の

一項目として協同組合に關係した規定

が掲げられているに止まるのであります。

農業協同組合が農村の將來にとつて非常に重要視されている間に、設置

法がこのようになつてゐることは我々

にとって聊か了解に苦しむのであります

が、この点に対する農林大臣の御見

解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) この問題につきましては、御承知の通り衆議院で修正可決されておりましたが、便宜修正簡條

つきましては、先般一概お答えしたと

記憶しておりますが、農業協

同組合が今回組織を改めまして、耕作農、農業を営む者は全部、もとより強制加入ではありませんけれども、全部が

農業協同組合といふものの組織をいたしました。それではありますか

から、農地局の農政は主としてこの農業

協同組合といふものを主眼として、相

手方としてすべてが行なわれて行かな

ければならないと考えておるのであり

ます。従つて農政局に殊更に農業協同組合部といふものを設けることは却つてこの農政執行の上に適切でない、か

よろしく考えておきます。そこで農業協同組合部といふものを設けることは却つてこの農政執行の上に適切でない、か

の件を外した物資に関する事務だけを

委譲されますのか、それとも件を外さ

ないものにつきましても、地方廳へ委

譲される物資があるのか、この点を先

ずお伺いいたします。

○國務大臣(森幸太郎君) 取扱をいた

しますする物資につきましては、未だは

つきり決定いたしておりませんが、件

を外すことのできないものの取扱

を外すことのできないのみを取扱

を外すことのできないものであります。

○三好紹君 取扱をいた

しますする物質につきましては、未だは

つきり決定いたしておりませんが、件

を外すことのできないものであります。

○三好紹君 私は同じような指定生産

資材が或る物は食糧事務所の資材部

で、或る物は地方廳で、こうしたこと

になりますと、「一般國民にとりまし

る相手が農業協同組合である」というこ

の氣持で農業協同組合部といふものを

専らに設けなかつたわけであります。

○三好紹君 それでは農業協同組合に

開する事務を所掌するため農業協同

組合課といふもので設けてもしいと

かように考えて いるのであります。

○三好紹君 このことについてはのち

程御意見も出る模様でありますので、

次に移りまして、今般の設置法では資

材調整事務所が廢止される予定になつ

ておりますが、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

べきであります。それで、このことに因るお

うしても政府自身がその割当配給等の統制を所管しなければならないという品物は、これは暫定的であります。が、食糧事務所において、これを資材部として取扱わなければならんと思いませんが、その他の意味でおきまして考えられる物質は、地方廳に委譲してもよいとかのように考えておるわけあります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは今統制されておりまして、將來も統制を

することも要らないといふようなもの

は、これは地方に委譲しても差支ない

のであります。例えば近き将来において

考えられるような資材といたしまし

て、現在統制いたしております品物

で、これがもう將來統制を外してもよ

いといふふうに考えられるものが出て

来ると思ひますので、現在におきまし

ては同じく統制をいたしておりますも

のでも、地方廳に委譲するものがあり、

又止むを得ないものは依然として政府

がこれを統制するということになる

のでも、地方廳に委譲するものがあり、

思ひのであります。まだいずれどう

いつのものををするかと、いふことはつき

り申上げられません。

○三好紹君 只今の大臣の御答弁に関

連するわけであります。が、地方廳へ委

譲する事務に關しての御趣旨は、將來

お詫びいたします。

能力から申しまして、能力の限界を超

委譲程度

て生産と計画とを睨み合したところの

資料を與えてやるというような、一元的な方法が私はよかつたと思うのです。正にこれは官僚統制の弊害である。各者が事務をどこまでも自分で持つて行きたいという考え方とそういうものにはよほど見合ひで、いわゆる

ので、さようなことで以てそれが食糧事務所の方に吸収されるというのであるけれども、私はやはり食糧事務所に行くということはよくないと思う。食糧事務所はやはり食糧の買上げ、それに必要な検査とか、そういうところ

全部資材調整事務所の所管事務を委譲するところ」といふに於て、私はさよならなことを政府が今回行われるのならば非常にいいと思うのです。これは行政整理の簡素化の面からいたしましても、その方がいいのじやないかといふ

の團体に割当てた件の品物を大件にして、そうして團体がそれを各業者に分けておつたというやり方を今までやつておつた。ところが、そういうことでやつておつた關係上、どうしても地方でやると、地方の有力者とか、或い

判然と分るまでの間、非常に混乱して来るといふ点と、それから農民なら農民が、一つの農業を営む上におきまして、二つの線にそれへ物を貰いに行かなければならんという結果に相成りますて、これは國民側から見まするままで、主な二通りある、もう話題にならぬ

治法も改正され、或いはその他の法律も改正され、やはり知事と雖も從來と同じように農林大臣の下級機関と同じような指図権を持つことができる、又言うことをきかなかつた場合には、これは内閣総理大臣に対して知事の罷免権を行使することができるというところにまでなつておるのでありますから、やはり生産の責任にある者に資本を貸すことを與えて、そうして一緒に生産を行くことが却つていいことである。だから農民からみてもです。私はその方を希望するのではないかと思う。ただ問題はこの生れたところの資材調整整備監視團はこの生れたところの資材調整整備監視團といふものを今廢するというようなことであり、まあ現実に廢止されるということは辛いことであるわけであります。

きたいという……官僚に類分があることも認めるのであります。今日はよくなことは漸次是正をして行かなければならぬ、という氣持は今お述べになりましたと同感であります。ただそれを今急速に廢止いたしまして、そこでこれを地方廳に譲り得るといふ趣合にて、尙この統制の資材の品物によろしくましては、今暫くの間政府として賣主を持つて配給しなければならないと。うものについてのみ政府は考えて行ない。かように考えておりますので、これを漸次撤廃いたしまして、地方官治体に委任するということは至極結構な事であります。自分もさうすることを考えでおるわけであります。

結果に實際は相成らうかと思うのであります。これはどういうことでそういうことになるかと申しますと、現在のあの資材調整事務所ができましてから今まで、非常に農民も又漁民も零細な業者程、農林省の出先機関である素材調整事務所の信頼は高いと思うのです。この点は、非常に今まででやつておつたよりも、殆んどすべての面倒を見て呉れる面におきましては、末端のところまで零細なものにまで分けて呉れるという点では、非常前の地方廳がやつておつた當時と違ふと、地方廳が前にやつておつたのは、成る程今この政府がやつておるやり方よりも、人は成る程少なかつたそです。それは農業会とか、或いは漁業

にちぢんと分るようになった。そして非常に便利になつたと言つておる性態なんです。ところが今度の政府のおやりになることによりますと、これぞ又新らしい構機に變つて、或るもののは地方廳に委譲されるということになると、或るものは又縮小された機構のナの國の機關がこれを扱うというようになりますと、國民の側、いわゆる農民、漁民の側から見ますると、やはり國の出先官廳へ取りに行く、羽織方は地方廳に行くといふようなことは成らうと思うのです。そうしまして、結局一體何と何とを地方廳に取に行くのか、何と何とを國で取るのか、という点は、これは憤れるまでの間

○國務大臣（森喜太郎君） 資材調整監査
務所の存置如何につきましては、是非とも置いて貰いたいということをやめましまして言ふ面もありますし、これは地方に委譲して與れた方がよい、こういうことを希望する面と、三つあるのあります。どういうふうな立場にしてそういうふうに二つに分れるか八つまいませんけれども、とにかくこれは私どもといいたしましては、將來においては廢止すべきものということを理想と考えておるのであります。併し、先程來電返して申しましたように、今直ちにこれを全部開放いたしまして、地方自体に任せることになつておらないところ考りますので、暫定の措置として

きたいという……宣傳に類分があることも認めるのであります。今日はそれらのことは繰次是正をして行なはなければならぬ、という氣持は今お述べになりましたと同感であります。ただそれをお急速に廢止いたしまして、そんとしてこれを地方廳に譲り得るといふ場合に、尚この統制の資材の品物によよましては、今暫くの間政府として責任を持つて配給しなければならないと、うものについてのみ政府は考えて行なつた。かように考えておりますので、これを漸次撤廃いたしまして、地方行政体に委任するということは至極結構なことであります。自分もさうすることを考えております。

にちゃんと分るようになった。そして非常に便利になつたと言つておる性態なんです。ところが今度の政府のやりになることによりますと、これで又新らしい構構に変つて、或るもののは地方廳に委譲されるということになると、或るものは又縮小された機関のままの國の機關がこれを扱うといふことがありますと、國民の側、いわゆる農民、漁民の側から見ますると、やはり國の出发官廳へ取りに行く、羽織方は地方廳に行くといふようなこと相成ろうと思うのです。そぞしまさるといふ點は、これは憤れるまでの間

○國務大臣（森喜太郎君） 資材調整事務所の存置如何につきましては、是非とも置いて貰いたいということをやましく言ふ面もありますし、これは地方に委譲して戻された方がよいと、いうことを希望する面と、二つあるのであります。どういうふうな立場にたってそらしうふうに二つに分れるがかりませんけれども、とにかくこれは私がいたしましては、將來においては止すべきものということを理想と考えておるのであります。併し、先程來館返して申しましたように、今直ちにこれを全部開放いたしまして、地方自体に任せると段階になつておらないという考え方ますので、暫定の措置とし

総務事務所の方に吸収されるというのであるけれども、私はやはり食糧事務所に行くということはよくないと思う。食糧事務所はやはり食糧の買上げ、それに必要な検査とか、そういうところに専従すべきであつて、それを食糧事務所の方にやるということはやはりよいことじやないと私は思うのです。併しながらこれは政府案がまあ全面的にやり得ないということで、供出とかいうところの必要な範囲内におけるところのものをやるのだとさうのだから、それは止むを得ないと私は思いますけれども、私は成るだけ委譲して行くと、これが理想と考へておるのでありますけれども、これが、これに対する農林大臣の御意見をお伺いいたします。

○國務大臣(森喜太郎君) 鈴木さんの

今お述べになりましたことは私もさうとうなことを理想といたしておりますのであります。決して言意承認を固守して

全部資材調整事務所の所管事務を委譲するということにして、私はさよならなことを政府が今回行われるのならば非常にいいと思うのです。これは行政整理の簡素化の面からいたしましても、その方がいいのじやないかといふ感じがするのですが、併し現在の政府の御答弁によるようなことがありますと、どうも私は三好君の光程言われた資材調整事務所はやはり存置すべきであるという考え方がいいのじやないか、こういうふうに考えるのであります。というのは、仮に政府の方では、大臣が御説明になつたように、或るものは地方廳へ業務を移管してやらせられるのだ、或るものはこれはやらされないのだと、いふことになりますと、却つてその機構が複雑になるということ、それから一般國民大衆から、農民、漁民の立場からいたしますると、さよならなことをやられることにおいて、大いに不便を感じる、迷惑を感じると、いふこと

の團体に割当てた件の品物を大半にして、そうして團体がそれを各業者に分けておつたというやり方を今までやつておつた。ところが、そういうことでやつておつた關係上、どうしても地方廳でやると、地方の有力者とか、或いは組合の組合長であるとか、理事長であるとかいう幹部の間で操作が行われて、そらして零細な末端の業者は極めて不公平な取扱を受けでおつた。ところがこれが地方廳から國になりましてから、一國の官吏は、そういういた地方の有力者或いは又縣會議員、或いは町議員とか、そういうような有力者には関係せずに、どしきと國の責任においてやつておつた。而もそれらのことなどが公平に末端まで届いておつたというような点で、初めの間は、この新らしい資材調整事務所ができた當時は、非常に不便であるよう感じておつたらしいのですが、最近はもう二年も経ちまして、鐵はどう、糸はどう、網は

判然と分るまでの間、非常に混亂して
来るといふ点と、それから農民なら農
民が、一つの農業を営む上におきまし
て、二つの線にそれ／＼物を貰いに行
かなければならんという結果に相成り
まして、これは國民側から見まする
と、非常に不便であるという結果にな
らうかと思うのです。そこで結論とい
たしましては、鈴木君が先程言われた
ように、もういつそ全部、或ひは多少
の弊害はあつても、地方廳に渡してしま
う。或いは、もうどつち統制がな
くなくなるのですから、だから現在す
のまで、そういう中途半端なことをお
せずに、現在のままで存續せしめてや
いますが、この点について一つ、これ
は國民側からは非常に重要な末端組織
の問題になる仕事ですから、一つ大臣
の責任あるお考えをお聞かせ願いたい

失格を有しましたが選んでおるわけであります。併し、それがためにこの物資を受ける地方の人々が混乱するといらうよなことは、恐らくないのではないかとあります。従来はこの物資の生産も、亦非常に少くて、配給いたしました切符が物と換らないというような事情でもありましたですが、今は生産も、亦給のルートも、今お述べになりましたように、相当の日数によりまして、秩序を持つて参りましたから、これを一部開放いたしまして、地方自治体にお任せいたしましたが、決して混乱するふうなものはすべて地方自治体においてよいことは私はないと、かよせてよいのではないのかと、こういうことを考えておるのであります。併し、理想いたしましては、漸次こういうふうなものはすべて地方自治体にお任せしてよいのではないのかと、こういうことを考えておるのであります。

○カニエ 勝彦君 そなりりますと、やはり答えて言うまでもなく、それはもう当然一つの所に行つたらすべての用が足りるということの方が便利でもあります。それは適当だというお説のようになりますが、そうしますと、やはりそういう不便を敢えてしてまで、何も二つに分ける必要がないじやないか、それなれば、やはり私の言うよろしく現存しているものを、それが現存するからと言つて國力にどれだけ影響があるとか、或いは國家再建に厖大な支障を來すというものでない限りは現存される方が正しいのじやないか、こう思いますが……

○堀尾琴吉 ほんの一つか二つお尋ねしたいのですが……

○理事(中川泰平君) 簡潔に願います。

○堀尾琴吉 簡潔にいたします。僕は何も自分の意見は余り述べないつもりですが……内部機構の問題であります。が、新らしい設置法によりますと、從来ありました統計調査局が部になつてゐるのであります。今日農林統計が農林行政の上に非常に重要であるということは申上げるまでもないと思ひます。その重要な統計調査に関する局を部にされた理由をお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(森喜太郎君) 告さんにおかれましても、この行政面について御研究を積んでおつて下さると思ひますが、戦争後いろいろの行政面が殖えて参りまして、殊に戰争に負けましてからは、あちらにも局を抱え、こちらにも抱えといふふうに、非常に部局が殖

く部局を設置された面もある。ところがこの部局が全く何といいますか、自分というものののみを考えまして、相互間の連絡が非常に欠けているのであります。これはこの敗戦後の行政組織建直しの一つの私は弊害と考えるのであります。が、一つの局の中に起きまして、部を設けておるという場合に、この部は自分の部であつて、他の部は知らないというような、誠に自分の部であつて、相互間の連絡協調といふことが殆んど疎かになつておつたような情勢があります。今御質問のありました統計局も、これは関係方面から食糧の配給上はつきりした基礎を擱めとすることの勧告によつてできた局でありますするが、片一方に農業改良局といふのができまして、農業改良局といふのは、今日の農業の技術面から、又いろいろの講習等、すべての面に向つて指導して行く、こういうことが改良局の仕事になつてゐるのであります。が、その農業改良局と統計局といふものは一心同體、離るべからざるところの関係を持つてゐるのであります。もとよりこの作報は一面においては厳正公平な統計を作り出すという大きな一つの使命を持つておりますが、その使命によつて作り上げられたる統計そのもの、今の日本の農業の実態を摑むることによって改良局の主管いたしておりまする増産の指導、技術の指導ということが関連を持つて参つて來るのであります。全くこの改良局の仕事と統計局の仕事とは不即不離など申しますが、切離すことができ得ない情勢にあるのであります。これを一つに

いたしまして、何とか名前を変えて両方が一つになつたという立場から、名前もどつつかずの名前にしようといふようなことも研究いたしたのであります。が、敢えて名前に採われることは要りませんので、農業改良局のうちに統計部といふものを設けまして、そしてその統計部の先程申しました最も大事な基本となるべき統計事務につきましては、局であつた時代と少しも変わらない陣容を以てその仕事の完結を期したい、こういう氣持を持つておるわけであります。

○堀尾義君　只今のお話ですと、農業改良局の仕事と統計調査の仕事とは両両相俟つてやらなければならんというお話であります。が、私は統計調査の仕事をですね、農業改良にも勿論根本の問題と思うのであります。併しそれより以上に統計調査の仕事というものは、全農林行政の基礎をなすものだと思う。單に農業改良局だけの仕事に基盤を與えるものではなくて、全農林省の政策の根本となるものが統計調査だ。こういう上合に私は考へるべきではないかと思うのです。そういう点につきまして、農林大臣はどういう上合に考えていられるか、もう一つ重ねて伺います。

○國務大臣(森幸太郎君)　誠に御尤もな御意見であります。私もさように考へているのであります。殊に改良局と統計局とは先程申しましたよくな関連性を持つておるのであります。が、この作業関係の統計局の今まで捲わつておりましたこの仕事は、今お述べになりました農林行政の根基をなすことには勿論であります。それでありますので、この改良局と統計局とを一つにい

たしましても、今まで接つておったところの統計局の事業執行の上において、分量の上において決して頗るそれに考へず、農業政策の基本をなすものだという氣持で行政を進めて行きたい、かように考へております。

○堀尾等 畜業改易局と統計調査の仕事との関連はよく分つたのであります。が、大臣も認められておるよう、統計調査の仕事は全農林行政の基礎をなすものだということになりますと、農政局の仕事も農地局の仕事も、畜産局の仕事も、畜糞局の仕事も、調査統計が基礎になるということはお認めになつておると思うのです。そうしますと、農業改良局に統計調査の仕事を置くよりはむしろ大臣官房の方に置かれた方が、統計調査の仕事をやる上において、亦全農林行政をおやりになる上においても、却つてその方がいいのじやないかと思ひますが、その点について重ねて御意見を承りたいと思うのです。

○國務大臣(森鷗外閣君) 官房といふ……今度設けられるのであります。これは普通の經濟安定本部のこときものと多少意味が違つております。從來大臣関係の秘書、文書、こういふ総合的な事務的なことをやるよう官房の仕事はなつておりますので、やはり技術方面は、独立いたしました農業改良局といふようなものに一つにした方が、その仕事の上から申しましても妥当と考えたわけであります。

○堀尾等 畜業改易局と統計調査の仕事との関連はよく分つたのであります。が、もう一つ質問させて頂きたいのですが、外局に置かれる食糧廳の部局についてであります。が、從來食糧管理局におきましては、經理部、経理部、

の事情が、これを一つにどちらにも偏

も構えといふやうに、非常に部局が殖

勢にあるのであります。これを一つに

局におきましては、総務部、経理部

業務部、事務部になりております。

りになるかどうか、それだけ最後にお

されておるような情勢になつてあるの

これは各國有林を監視いたしまして、
盜伐等を防ぐ責を持つ、いわゆる警察

木炭事務所をどういう形にするか、全然統制自体を地方廳に委譲してしまふう

ところが今度の外局の食糧廳は新設部、食糧部、食品部、こう三部になつておるのである。そぞ食糧廳で扱うところの食糧管理の上での經理の仕事と、ものは特別金計の上においても相当大きい額を占めると思うのです。そういう大きな大きい額を占める經理の仕

○三好始君　特に戰時中以來日本の農

ればなりませんし、又そういう林野を

廳一割ということは予定いたしてある

木炭なり薪炭の紹介搬入がこれに上に森林の活用を誘発するような結果

事、而も特別会計の結算の仕事をお預りする総務部でおやりになるだらうと思ふ。ですが、総務部の一課において担当されるということは、事務の内容から申出を受けるよりも不當ではないかと思うのですが、その点について御質問をしたいと思います。

止して、進んで山林の育成を図つて行

なり或いは森林主事というような方面には、威員がでる事な

民のお考えを承わりたしと思ふのであります。

の経理をやりました。別目で書いておいたと、かのように考えておられるのであります。御承知のように富山局を廢止いたしました関係上、食糧部を作つたのであります。この経理部の面につきましては、従来経理部としてのものがあつたのであります。が、これがような観点からこうふうに決まりたわけであります。

うものが御承知のように相当あるの

願うようにいたしたいがよろしくおねがいします。今回の行政整理

○三好新翠 最後に一つ、お尋ねいたしますが、只今の問題に関連して、

に分れておりますけれども、統制の

前は総務部と経理部となつております。た。今度は、総務部一つになつておられます。つまり総務部を経理部と一緒にして総務部にされたのだろうと思はずが、併し何と申しましても、四千というようなところの特別会計を扱うのでありますて、これを一課におい支障なくやり得るということは、なかなか実際問題として大変なことだと見える。でき得べくんばこうしうようござつて、森林当局としてこのお話を直しはなるよう御意向をお

水を起すといふような被害が年々幾

いう名がついているのでありますか、

記憶をいたしているのでありますか

精本卷之二

第一回 善隣院内閣委員会議事録第十七号
昭和二十四年五月二十日

は今日の統制形式が政府の一方的考えを以てできないといふような事情もありますけれども、現にこの薪炭に対しましては、相当の修正をいたして行つてもいいのではないか、かように考えておるのであります。そうしました場合に木炭事務はどうなるかといふうなこともおのづから考えさせられるのであります。木炭行政といたしましては、その自給自足のできる府県におきましては、これは無論廢止して、一應森林課において取扱つて貰つて、縣に自由に取扱つて貰つていいのではないか、かように考えるのであります。が、近い将来につこれが撤廃する段階に入るかということは今申上げる機会であります。これは一時薪炭などを開放の形式を取つたのであります。が、やはり関係方面といたしましては、生産縣と消費縣との間のアールを今暫く維持した方がいいといふような勧告もありまして、これを現在維持いかように考えておるわけであります。

○下條農業署長（中川幸平君） ちよつと三好君の質問に対する御答弁の中で、一つ確めて置きたいことがありますから、簡単に御答弁願います。營林主事の定員を減らすことについて御意見の開陳があつたのですが、それは現在闇黙決定では一割になつております。欠員もあるし、又実際運営上、縣に一人しかいないのでありますから、これを減らせば非常に困る。營林主事を減らすことは事実上できないと思うのですが、それについては林野廳の定員の範囲内において整理するということで大変満足しております。ですが、それと同様な問題

が同じ營林署の職員の一割職員についてあります。とにかく昭和三十年度には五千三百八十八万石の伐採、三十万町歩の造林といふような大きな計画を持つておりました。予算の関係では「割査定」になつておるので、今度の行政整理案では「割」となつております。これも無理ではないかと思しますので、これは又林野廳の定員の範囲内でよく御考慮を願つて、その計画実行が支障なく行けますように願えれば結構なんですが、その点について……

○農務大臣（森幸太郎君） 今回の行政整理は事務の簡素化をいたすということを第一に考えておりまして、そのため、行政整理のために末端の者が迷惑、従つて國民が迷惑するといふことは、行政整理の目的であつてはならないと考えておるわけであります。従つて今下條委員から御質問のありました林野廳におきましても、この末端の營林主事に活動していく奥れるのは、決しておるわけではありませんが、これは統制の方式を変更して行きたい、かように考えておるわけであります。

○農務大臣（森幸太郎君） 今回の行政整理は事務の簡素化をいたすということが、これまでの行政整理の目的であつては、お手許に差上げてあるのであります。尚修正意見がございましたら、討論中にお述べを願いたいと思います。尙修正意見がございましたら、御意見を聞きたいと思いますが、その点について……

○鈴木直人君 私は農林省設置法案の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。尙修正意見がございましたら、御意見を聞きたいと思いますが、これを朗報いたします。

○鈴木直人君 私は農林省設置法案の政府原案に対する修正意見を持つてゐります。その修正案につきましては、お手許に差上げてあるのであります。尙修正意見がございましたら、御意見を聞きたいと思いますが、これを朗報いたします。

農林省設置法案の一部修正案農林省設置法案の一部を次のように修正する。

第五條第二項中「農業改良局」を「農政局に農業協同組合部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を、農業未端の營林主事に活動していく奥れるの未端において仕事に差支があるといふようなことも、林野廳内部においての融通をして行きたいと、かように考えております。

○一級政二君 質疑終了の動議を提出いたしました。

〔「養成」と呼ぶ者あり〕

○理事（中川幸平君） 一松さんの質疑終了の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事（中川幸平君） それでは御異議ないといたします。

暫時休憩いたします。

に開するものをつかさどる。

重要な問題であると思ひます。もう一つ

第三十八條第一項中「農地部」を

「管理部」に、「開拓部」を「計画部」

に引継いで会議を開きます。農林省設

置法案につきましてこれから討論に入

りたいと思います。御意見のあります

方は賛否を明らかにしてお述べを願い

ます。尙修正意見がございましたら、

討論中にお述べを願いたいと思いま

す。

○鈴木直人君 私は農林省設置法案の

政府原案に対する修正意見を持つて

いるのであります。その修正案につきま

しては、お手許に差上げてあるのであ

りますが、これを朗報いたします。

農林省設置法案の一部を次のように修

正する。

第五條第二項中「農業改良局」を

「農政局に農業協同組合部を、農地局

に管理部、計画部及び建設部を、農業

未端の營林主事に活動していく奥れる

の二点であります。

第一點の農地局に農業協同組合部を

設置するということについて理由を説

明いたします。参議院の内閣委員会に

おきましては、本会の各省設置法の審

議に当り相当の部分において各省の法

案の中に國家行政組織法の第七條の規

定に反するところの條項が非常にあつ

たのであります。これについて將來

暫定的に一ヶ年の間認めるといふよう

な申合せの下に、東は審議を進めて参

つておるのであります。この精神から

ことは第七條の精神に反する修正案で

ございます。併しながら何故第七條の

精神に反するような修正案を敢て出す

かといふことについてその理由を申上

げますと、この各省の設置法案を通じ

まして、最も大切と思うところのもの

は、通商農業省におけるところの石炭

の問題といふものは、國家的に最も重

要な問題であると思ひます。もう一つ

は農林省の食糧の増産、或いは農村の

健全化或いは発達ということが最も重

要なものである。こうして認識を持つておるのあります。従いまして、こ

の二点につきましては、國家行政組織

法の第七條の規定にも拘らず、現在の

日本の段階においてはこれを必要と認

めて、そうしてもうすでに資源廳にお

きましては、局を敢て認めたのであり

ますが、農林省におきまして、この

重要な農林省の使命から見て、ここ

にこの四つの部を内局に敢て置くこと

を提案するのであります。この第一の

農政局に農業協同組合部を置くとい

ふことは、これは先程三好委員の質問だ

ったと思いますが、それに對する農林

大臣の答弁がありまして、農政局は殆

んど全部が協同組合の仕事をする局で

ある。實質的には農業協同組合局であ

る。であるからしてそこの中に敢て部

を置く必要はない、といふような農林大

臣の答弁がありまして、農政局は殆

ど全部が協同組合の仕事をする局で

かに於けるこの問題を挙げします。

金の行利を審議するに至る事なる
でござります。それから第一條におき

〔中川幸平〕 御見難いと譲ります。それでは採決に入ります。本題といがします。先ず政府の御説を頗つて聴きたいと思います。それでは

すが、これは、いわゆる大官制度に關係するものでござります。政府の原来

におきましては、第十七條の次官を國家公務員法のこの前の改正に従いまして、一般職といったしまして、従つて第二項の次官の権限を、専ら事務的な事項に限つた案を原案として出しました。のに対しまして、衆議院で、そこに政務次官というものをお入れになりますて、それの下に事務次官といふものを置くという、そういう構成の下に政府原案に対して、大きな修正を加えられたわけでございます。即ち第十七條といたしまして、「々読むことは省要さして頂きますが、要するに「法務府、各省及び法律で内閣総理大臣その他の國務大臣がその長に当ることと定められている行政機関に政務次官各一人を置くことができる。」そしてそれは、特別職である。そしてその事務は、「その機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理する。」ことをいたしまして、尙それが任免についての規定を入れられたわけでござります。即ち現在の改正以前の國家行政組織法の第十七條に定められております大官といふのを、政務次官といふふうに考をえられまして、そうしてそれがの下に今度は専ら省の事務を整理いたしますところの事務次官といふのを置くという構想でござります。即ち「各省に事務次官一人を置く。」としまして、それは「省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。」といふ行為と同時に効力を失うことになつておりますので、それに代るものとして、御承知のことく、現在あります政務次官臨時設置法が國家行政組織法の施行と同時に効力を失うことになつて、国会との連絡交渉に当るといふ任務を持つ參政官といふのを置くこと

にいたしまして、參政官設置法といふのを衆議院の方で御提案になつて本院に廻つておるわけでござります。それから第三の改正点は、これは政府原案と同じでござしまして、總理大臣秘書官一人と現行ありますを、國家公務員法で三人以内とありますために、それを三人と改めるというは、それは政府原案と同じでござります。そうして先程の十七條の関係から附則といひたしまして、若干の必要な規定が設けられてあるのであります。例えは特別職の職員の俸給等に関する法律の一部を改正いたしまして、政務次官は内閣官房長官と同等の給與にするというような点を附則で定められておるわけでござります。以上が第一の改正法案に対します衆議院の修正案でござります。

それから第二の國家行政組織法の一部を改正する法律案、即ち別表をつけた法律案でございますが、それには若干修正が加えられておりますが、これは大きな点ではございません。例えば、各公團の法律の改正案が今日國会に出ておりますが、その審議の状況と睨み合しまして、技術的な修正を衆議院の方で加えられておるわけでござります。以上御説明いたします。

○理事(中川幸平君) 御質疑がありましらうどうぞ。

○結木直人君 私が先ず御質問いたしたいと思ひますのは、今までありました政務次官の、大臣及び次官に対するところの権限關係と、從來の政務次官の性格と今度の政務次官の性格との違ひの点について、それを明らかにしたいと思ひまして、質問いたすわけであります。從來ありました次官、即ち

今回の事務次官の権限は、その省の長たる大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督するといふことになつておりますから、事務次官につきましては、従来の次官とちつとも性格が変つておらないようになつてゐるといふことがあります。そこでこのまでは、それ／＼その廳の長を助けますことは、必ずしも性質が變つておらぬいように法規上掌るといふことになつておるのに対し、今度は「大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理する。」ということになつております。そこでこの「國会との交渉事項」というやつがなくなつたわけですが、「政務を処理する。」ということは如何なることを意味するのか。端的にいえば、大臣の代理をして、そつとして事務次官の上に立つて、そつとして事務次官が政務と事務次官とが対等の形において大臣を助けるようなことになるのかといふ点を御伺いしたいのです。

そういたしますると、その余の從米の政務次官について政務に参画するといふのは、やがて政務次官の仕事をこのたびの改正に比べては弱いものにいたしておるよう存するのであります。これに対し新らしい政務次官は、明確にその省の政策或いは企画政策と申しますから、それが政治的一つの大いき方針に關係する場合が多いと思いまするが、更にその省の全般的な企画というものが參画をしたす。従いまして從来の政務次官が政務に參画いたしましたのに比べまして、當時省の行政の基本的な方針というものに參與いたしまするし、そして政務次官は大臣を助けまして、この政治面の、勿論行政官廳ではありまするけれども、それの政治面の方を担当いたすのが政務次官であると存するのであります。これに対して從来の次官を事務次官と、特に名称もはつきりと事務を担当することを明らかにいたしまして、そらして事務次官は一般的な省の行政を整理いたしまして、そうして各部局の事務を監督いたして参るわけであります。従いまして從来と比べて事務次官は、省務を整理する点については從来と同様でありまするが、これに對して新らしい政務次官というものが政策なり企画に全面的に參画するといふ点で、政務次官というものが從来よりははつきりした性格を持つて存するのであります。その地位は、政務次官は特別職でありますし、その給與は官房長官とこれと同じくいたしておりますが、事務次官の給與は只今のこところ、まだはつきり決まつておりませんけれども、恐らく一般職の最高の十五級職に相成ると思ひますが、給與の点で政務次官が

事務次官よりはやや内部的に力を得る相成ることと存じます。併しながら臣不在の場合にその省の事務を代理いたしますと、いろいろな省の事務につきましては、事務次官は事務を整理するということに規定いたされております。大臣を助け、大臣に代るという工合を運用されて参るものと考えております。

○鈴木直人君 政務と省務との考え方方でありますするが、政務を処理する場合には常に省務をよく知らなければならぬわけであつて、省務と政務とを分離して、そうしてこれは政務であるといふようなことは、省務といふもののが内容を常に知つて、そうしてそれを政策方面に考えて、そうしてそれが企画に参画する、或いは政策に参画するといふことが出て来るわけなんですが、只今の御説明によりますると、省務といふ分につきましては、直接大臣を助けるのであつて、まあ事務次官よりは上にあるということなんですが、これが大臣の代理をする場合には、省務については事務次官が代理をする、政務については事務次官が代理をする、事務次官よりはやや内部的に力を得る相成ることになるわけなんですが、この点が實際面におきまして、現在の政務次官よりはやや内部的に力を得る相成ることになるわけなんですが、この運営によると思ひますけれども、まだ物足りないような感じがするので、これは一に両次官の間におけるところの運営によると思ひますけれども、この規定だけを見ますといふと、

主たる事務次官が非常に強いような感し
がするのであります。確かにそのやせり
方については、相当考慮の結果こうい
うようなことになつたのだと思ひます
が、いわゆる新聞等によりまして、
副大臣を置くのだといふようなことが
考えられておつたが、吉田総理大臣が
それに対しては一蹴をした、そのため
に政務次官といふものと政務次
官といふものとの考え方について、も
う一度御説明願いたいと思います。
○政府委員(鶴講「君」) 吉田総理の見
解についてお話をございましたので、
私も吉田総理につきまして、承知をい
たしておりままする吉田総理の考え方を
申上げますと、日本の政治なり行政
なりを発展させて行くためには、政務
と事務とはつきり分界されることか
必要である。政務と申しまするか、こ
の吉田総理のこの問題のときには直接承
知をいたしましたことをありのまま申
上げるのであります。政治に当ります
ます場合に、とかく外國でも欠点を指
摘されるのは、行政事務について詳び
らかでない点である。それから又事務
を扱いまする者は政治の方針なりとい
うようなものに全く疎い点である。併
しながらこれは中心はいずれかの場合
に置くものであつて、事務を扱う者は
政策が決定されるまでは如何なる意見
を貢献してもよろしいけれども、政策
が決定いたされまつたらば、政策を遂
行される者は大臣なり政務次官なりで
あつて、事務次官がその遂行される政
策について、決定された政策について
自分の意見を述べるといふようなこと

日本の事務について從來非難さるものである。絶対に許すべからざるものである。されば、そういう点が非常に非難されるべきものだらう。又政治を扱われまする側においては、行政の細かいことに一々指図をいたそろとしても、亦これを習熟したそうとしても、これはなかなか一つの技術であつて、大きい根本の政策なり企画の点を押えて頂ければ、それで十分ではないのだらうか。そういう意味で副大臣といふ思想の中には、そういう両者が混淆してしまつた感じがあるから、自分は採らないのだというような意見を聞いたのでござります。これは今お話をございましたから御報告申上げるのでありまするが、それでこの事務次官なるものは、現在でも國会の政府委員には政務次官とそれから各省の局長をいたしまするけれども、原則として事務次官は政府委員にいたしております。それは各省の行政事務が近頃非常に多忙でありますて、一つ一つの認可書でありますとか、細かい人事でありますとかいふようなことで事務次官の仕事の分量が非常に多くございます。この事務次官が國会の会期中に國会に出席をいたしておりますては、事務に支障を來すといふ意味合で、事務次官は非常に特殊な省の場合以外は政府委員にいたさない方針を取つております。そのようないふ意味合で省務といいますと一應非常に廣いようでありまするが、省には多くの仕事がござりますが、その大部分はルーティンな仕事が多くございます。それらの仕事は一括して事務次官に任せせる。さような意味合で大臣不在の場合事務次官がこれを代決いたします。併しながらその省の大きな政策でありま

するとか、大體に關しまするものはない。すべて政務次官の意見を聽く。政策基本に関しまする部分、例えば許可認可事項を持つておりまする省で考え方をされますことは、如何なる方針を以て参りますかということは、政務次官がすべてこれを書類によつて決裁されることであり、その後の許可認可という具体的な問題につきましては、事の重要なのは別としまして、実際的には事務次官が処理する。只今鈴木さんのおつしやいましたように両者をきちんと区分することは、これはなかなかむずかしいことであると思ひます。が、大体の重点をそういう方合に振分けて参ることと思ひますし、又お話の通り実際の運用ということが非常に大事なことで、運用によつて決定する部分は多いのであります。が、大体衆議院で御修正が相成つた御趣旨はそのようであり、又そのように運用して参るものと考えております。

常に建議の者がありますする場合に、これを拒否するという必要がないという意味合いで特に國会議員という限定を設けなかつたのでありますて、併し政務を處理するという性格から考えまして、國会議員たることを本体といたしておるものと考えております。

○新谷寅三郎君 今般政府委員の御答弁で確めて置きたいことが二、三あるのですが、政務次官が政務を處理する、事務次官は省務を整理するといふように分れておる。政務次官は政務に關して大臣を助けるので、事務次官は政策によつて決つた方針に基いた具体的な事務を整理していく。こういふふうにお答えであつたと思う。そこで政務次官と事務次官の關係ですがね、そろしますと、事務次官は政務、つまりあなたのお話によれば政策については権限はないということになるのでしょうか、そこの点が一つ。それから仮に、これはやはり事務次官もそれについては勿論当然實際上關係すると思うのですが、それについては政務次官が責任者であるから、政務の処理に関しては政務次官は事務次官を指揮することができるのかどうか。この点がまだ明瞭でない。

それから次の問題は、政務の処理に關しましては政務次官は事務次官のところに書いてありますように、各部局及び機関の事務を監督することができるのでどうか。これは事務次官を通じて初めてやれるのか、或いは政務次官がみずから各機関を監督できるのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

言葉、その用語にも区別をしておるのあります。次官が触れます場合も、その省の政策なり企画なりを決定いたしまする場合に、これが非常に廣い範囲を持つておりますことは認めなければならぬと思うのであります。従いまして事務次官が触れます場合も、その省の政策なり企画なりを決定いたしまする場合に、それが非常に廣い範囲を持つておりますことは認めなければならぬと思うのであります。従いまして事務次官は触れないということはないと思ひます。ただその政策なり、企画なりが決定いたします段階においては、恐らく省務を扱います上においては、事務次官が判を捺して、それから政務次官が判を捺すと、どうようなことに相成ろうと思ひます。そのよろな意味合で或いは省議を開くような場合において両者が相共に事柄に參與いたしますることはその通りだらうと思ひます。たゞその政務を実際に処理いたして参る、大臣の命を受けてこうじような政策をこうじよう工合に遂行いたします。せというようなことに相成りました場合に、政務次官のむしろ固有に近い権限に相成つて参らうかと思ひます。それから各部局なり各機関の事務を監督いたしまするのは、ここに監督と申しますのは、人事なり事務なりの監督であるわけであります。従いまして、政務次官にそのような意味合での監督ということは特に申す必要がなく、たゞ政策を処理いたして参ります上に必要な部局の指揮がありますれば、これは上官である、明瞭に上官であるのであります。これを指揮監督いたしますことは、当然に起つて参ると思ひますけれども、事務の執行について純粹の事務官僚でありまする各部局長以下

9

と思ひます。

1

○政府委員(鶴林一君) お尋ねを若しくはつきり了解しておらないでしたら質して頂かなければ相成らんのであります。が、成る程しかく政務と事務ははつきりと限界はできににくいいたしましても、現在の大臣にいたしましても、部下の事務次官以下が、事務について正しい執行をいたして参りまする場合には、多くのそれらの事件についてどうかという点になれば、批判の余地があろうと思います。一つの官僚機ものが多いのであります。日本の官僚が正しからざる行動をいたしておりますかどうかという点になれば、批判の余地があろうと思います。一つの官僚機構が、一つの省につきまして、何某省という省でいたしまする事務につきましては、大臣が事務次官に任せておきまして、その事務の執行に格別支障のないような種類の事項が実は多いのです。これに反して、基本的な政策を決定して参るというようなことは、大臣が直接触れて参らなければならぬ部分が、これは直接大臣の考え、大臣が政府の意向を体して政策を決定いたして参らなければならず、その政策について、事務次官以下の事務官僚に、それが実際に現われるようないふのものは、先程新谷さんのお話をございましたように、むしろ事務の方を指図して、それから後は事務の方が扱いますけれども、それまでの指図において、政務次官が大臣を全面的に補佐し、又その部分については政務次官が直接の担当者となつて執行をいたして参る、こういう分れ方をするのだと

○堀興翠君 その話は私にもよく分
る、又そらるべきだと思います。それ
は前提として、官吏はやはり中立性を
持つて、そうして行政技術の忠実な方
担当者となるということが前提になる
と思うのです。そういう前提の上に立
てば、当然政務と事務とを区別するこ
とは確かに必要なことであり、政務次官
が大臣を助けて政策並びに立案に參
画するということは必要だと思う。ただ現
在の官僚機構と申しますか、そそ
いうものの上において、こういうよろしく
な形で以て、果して政務次官の地位といふ
いうものが、事務次官に対しての地位が
が保証されるだらうかということをお
尋ねしておるのであります。

て、或いは大臣となる人が、政次官としてそのような大臣と同じ面で扱うと、いうような運用に習熟していく、又制度として保証することがむかしい、こう考えております。

○堀義琴君 私はですね、例えはワーマール憲法で、官吏の性格をノイトリテートを持つものだと規定して、そういう面からこういう制度を発生するということは正しいと思う。決して政務次官の制度に私は反対しております。じやなく、ただ現在の機構の下にくく運用ができるか。政府委員のお話は、今後の運用によつて是正して行くこととお話をあります。併し官吏は全部公務員としての性格を持つことと、一應は解決がつくと言いますけれども、併しまだ現在の官吏は國家公務員法が布かれまして、官僚政治といつては少し語弊がありますが、官僚制度、いうものは相当な差異なものがある、と思います。性格は戦争前と大分違つておりますけれども、併し尙これを多く忠実な行政技術の担当者にするということは、相當時日を要するのではないか、こう思うのです。それで私は今まで忠いしたんです。それはそれとままで、政務を処理するという言葉がかかる、政務を処理するということは、内閣の政務を処理するようにお話をなされたんですが、私はむしろ政務を処理するというのではなくて、政務を処理するという面が重なるというのは、国会との関係であるか、他省との関係、或いは一般内閣で決定した政策との関係ということになりますが、私はむしろ政務を処理していくの政務を処理するという面が重なる

ある政務次官はその全体を経て一年を通じて活動して参る。それに大臣を政策面において助ける者という意味合にも違ひがある。これはその政策官と雖も勿論國会の交渉に當る。その意味でも國会との関係は両者が相共に助ける、政務次官はそれよりもっと廣い面の仕事をする。そういうことになるかと思します。

して参る、こういう分類をするのだ

務の最高のものである。政務次官は、

いての政務を処理するという面が重視

国会というのに殆んど主たる使命が

のだと考へております。全く両者が

同じ仕事をする、というよりもむしろ政務次官の方が政策面や何かを抱えて参る面があるのであります。そういふように強く大臣を輔佐をいたす、それから今度その出た結果について国会等との連絡、交渉に当るという意味合いで、その方を非常に強く扱います人間のありますということは、私は必ずしも重複したものではないよう考へております。

○堀眞琴君 もう一度お尋ねしますが、何度もお尋ねするようで恐縮なんですが、何度もお尋ねするようでは恐縮なんですが、参政官がこの国会との連絡に当るために、どうしてもその省の政策なり、企画なりの立案に参画しておらなければこれはできないと思う。次官が大臣を輔佐して作った政策、或いはその計画というようなもの、方針といふようなものをただ参政官が受継いで国会に來て説明するということでは十分の説明ができないと思う。参政官も同じように若し認めるとするならば、その省の政策なり、方針の立案計画に参画しなければいけないと思います。

ところがその国会との交渉だけといふことになりますと、甚だ参政官

といふものの存在の意味が薄くなると思う。私はそういう意味で、若し参政官が、おつしやるよう大臣を輔佐して、次官がその政策方針を決定して、それを国会において、委員会において説明し、乃至は政党との連絡に当るということでは非常に意味が薄いし、それから又若し大臣と同じように参政官も同じようにし、その方針の決定に當る、そうしてそ

のありますと、この大臣を中心として政務次官、参政官、事務次官共に各省の最高機関でありまして、もとよりこれが一体となつて有機的に活動しなければならんと思ひます。ただこの規定に定められましたのは、それくの職の主たる性格を示したものでありますなことがあることによつて政務次官も

同じように国会との交渉に当ることができるのですから、何も私は二人必要はないのじやないか。然るに政務次官は省務を何ら見るものではないのです。これは全く政務だけを見るもので、而も大臣を輔けて政策方針の決定に参画するというだけの仕事でありますから、その政策や方針を決定するにつれて次官と相談をして行くだけで決めるものじやなくて、閣議の方針によつて決めるとか、或いは国会との交渉によつて決めるということになるのであります。そして、そういう面から申しますと、政務次官はやはり国会との交渉が相当多くなると思うので、そうしますといふと、参政官と政務次官との区別といふものは全くそういう点ではなくつて来る。そうすると、いと参政官は要らぬのじやないか。それから又前のようないふな役目だけだつたら、これは全くその実質を伴わない参政官になります。しかし、こういう立場に考へるのであるが、その点は如何ですか。

○國務大臣(本多市郎君) いろいろと分析して非常に権威ある御意見をお伺いいたしまして、むしろ私といつまでは非常に参考になつてゐるのですが、さういふことは勿論であります。ただこの規定に定められましたのは、それくの職の主たる性格を示したものでありますなことがあります

たいと思います。先ずこの二点についてお尋ねいたします。

○政府委員(都祐一君) 第二段の点は

午後十時二十九分開会

午後九時五十四分休憩

午後九時五十五分散会

午後九時五十六分開会

午後九時五十七分休憩

午後九時五十八分散会

午後九時五十九分開会

午後九時六十分休憩

午後九時六十一分散会

午後九時六十二分開会

午後九時六十三分休憩

午後九時六十四分散会

午後九時六十五分開会

午後九時六十六分休憩

午後九時六十七分散会

午後九時六十八分開会

午後九時六十九分休憩

午後九時七十分散会

午後九時七十一分開会

午後九時七十二分休憩

午後九時七十三分散会

午後九時七十四分開会

午後九時七十五分休憩

午後九時七十六分散会

午後九時七十七分開会

午後九時七十八分休憩

午後九時七十九分散会

午後九時八十分開会

午後九時八十分休憩

午後九時八十一分散会

午後九時八十二分開会

午後九時八十三分休憩

午後九時八十四分散会

午後九時八十五分開会

午後九時八十六分休憩

午後九時八十七分散会

午後九時八十八分開会

午後九時八十九分休憩

午後九時九十分散会

午後九時九十一分開会

午後九時九十二分休憩

午後九時九十三分散会

午後九時九十四分開会

午後九時九十五分休憩

午後九時九十六分散会

午後九時九十七分開会

午後九時九十八分休憩

午後九時九十九分散会

午後九時二十十分開会

午後九時二十一十分休憩

午後九時二十二十分散会

午後九時二十三十分開会

午後九時二十四十分休憩

午後九時二十五十分散会

午後九時二十六十分開会

午後九時二十七十分休憩

午後九時二十八十分散会

午後九時二十九十分開会

午後九時三十十分休憩

午後九時三十分散会

午後九時三十一十分開会

午後九時三十二十分休憩

午後九時三十三十分散会

午後九時三十四十分開会

午後九時三十五十分休憩

午後九時三十六十分散会

午後九時三十七十分開会

午後九時三十八十分休憩

午後九時三十九十分散会

午後九時四十十分開会

午後九時四十分休憩

午後九時四十一十分散会

午後九時四十二十分開会

午後九時四十三十分休憩

午後九時四十四十分散会

午後九時四十五十分開会

午後九時四十六十分休憩

午後九時四十七十分散会

午後九時四十八十分開会

午後九時四十九十分休憩

午後九時五十十分散会

午後九時五十一十分開会

午後九時五十二十分休憩

午後九時五十三十分散会

午後九時五十四十分開会

午後九時五十五十分休憩

午後九時五十六十分散会

午後九時五十七十分開会

午後九時五十八十分休憩

午後九時五十九十分散会

午後九時六十十分開会

午後九時六十一十分休憩

午後九時六十二十分散会

午後九時六十三十分開会

午後九時六十四十分休憩

午後九時六十五十分散会

午後九時六十六十分開会

午後九時六十七十分休憩

午後九時六十八十分散会

午後九時六十九十分開会

午後九時七十十分休憩

午後九時七十一十分散会

午後九時七十二十分開会

午後九時七十三十分休憩

午後九時七十四十分散会

午後九時七十五十分開会

午後九時七十六十分休憩

午後九時七十七十分散会

午後九時七十八十分開会

午後九時七十九十分休憩

午後九時八十十分散会

午後九時八十一十分開会

午後九時八十二十分休憩

午後九時八十三十分散会

午後九時八十四十分開会

午後九時八十五十分休憩

午後九時八十六十分散会

午後九時八十七十分開会

午後九時八十八十分休憩

午後九時八十九十分散会

午後九時九十分開会

午後九時九十一十分休憩

午後九時九十二十分散会

午後九時九十三十分開会

午後九時九十四十分休憩

午後九時九十五十分散会

午後九時九十六十分開会

午後九時九十七十分休憩

午後九時九十八十分散会

午後九時九十九十分開会

午後九時二十十分休憩

午後九時二十一十分散会

午後九時二十二十分開会

午後九時二十三十分休憩

午後九時二十四十分散会

午後九時二十五十分開会

午後九時二十六十分休憩

午後九時二十七十分散会

午後九時二十八十分開会

午後九時二十九十分休憩

午後九時三十十分散会

午後九時三十一十分開会

午後九時三十二十分休憩

午後九時三十三十分散会

午後九時三十四十分開会

午後九時三十五十分休憩

午後九時三十九十分散会

午後九時四十分開会

午後九時四十一十分休憩

午後九時四十二十分散会

午後九時四十三十分開会

午後九時四十四十分休憩

午後九時四十五十分散会

午後九時四十六十分開会

午後九時四十七十分休憩

午後九時四十八十分散会

午後九時四十九十分開会

午後九時五十十分休憩

午後九時五十一十分散会

午後九時五十二十分開会

午後九時五十三十分休憩

午後九時五十四十分散会

午後九時五十五十分開会

午後九時五十六十分休憩

午後九時五十七十分散会

午後九時五十八十分開会

午後九時五十九十分休憩

午後九時六十十分散会

午後九時六十一十分開会

午後九時六十二十分休憩

午後九時六十三十分散会

午後九時六十四十分開会

午後九時六十五十分休憩

午後九時六十六十分散会

午後九時六十七十分開会

午後九時六十八十分休憩

午後九時六十九十分散会

午後九時七十十分開会

午後九時七十一十分休憩

午後九時七十二十分散会

午後九時七十三十分開会

午後九時七十四十分休憩

午後九時七十五十分散会

午後九時七十六十分開会

午後九時七十七十分休憩

午後九時七十八十分散会

午後九時七十九十分開会

午後九時八十十分休憩

午後九時八十一十分散会

午後九時八十二十分開会

午後九時八十三十分休憩

午後九時八十四十分散会

午後九時八十五十分開会

午後九時八十六十分休憩

午後九時八十七十分散会

午後九時八十八十分開会

午後九時八十九十分休憩

午後九時九十分散会

午後九時九十一十分開会

午後九時九十二十分休憩

午後九時九十三十分散会

午後九時九十四十分開会

午後九時九十五十分休憩

午後九時九十六十分散会

午後九時九十七十分開会

午後九時九十八十分休憩

午後九時九十九十分散会

午後九時二十十分開会

午後九時二十一十分休憩

午後九時二十二十分散会

午後九時二十三十分開会

午後九時二十四十分休憩

午後九時二十五十分散会

午後九時二十六十分開会

午後九時二十七十分休憩

午後九時二十八十分散会

午

